

## 第 2 8 3 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年 2月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

お客様番号12-0-48604300 に対して請求書はどこに送付したかの問合せに、港営業所職員Aは、平成27年10月 1日に情報を契約者以外に漏らしたが、料金課料金係の職員Bも同様に、請求書の送付先はどこかであるかの情報を契約者以外に漏洩したが、対応した根拠は何かの請求に対して調査課はいつ聴取して非公開にしたか

2 同年 3月 3日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 3月 8日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書について作成していないため、不存在であると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件公開請求の「お客様番号12-0-48604300 に対して請求書はどこに送付したかの問合せに、港営業所職員Aは、平成27年10月 1日に情報を契約者以外に漏らしたが、料金課料金係の職員Bも同様に、請求書の送付先はどこかであるかの情報を契約者以外に漏洩したが、対応した根拠は何かの請求」とは、審査請求人が行った平成27年11月12日付け行政文書公開請

求（以下「11月12日付請求」という。）を指す。

(2) 名古屋市上下水道局（以下「局」という。）における情報公開事務については、調査課が所管しており、行政文書公開請求があった場合、通常調査課担当者は該当行政文書を所管していると思われる課室公所に対し、直接口頭（電話を含む。）で該当文書の有無等を確認した上で、請求内容等により必要に応じて文書で照会している。

しかし、条例第9条（行政文書の存否に関する情報）に該当する場合等、請求内容により所管課室公所に照会するまでもなく調査課で判断できるものについては、照会は行っていない。

(3) 審査請求人は、調査課では判断できない請求を聴取していないと主張しているが、局は、11月12日付請求に対し、当該請求にかかる行政文書の存否を明らかにすることが条例第7条第1項第1号に該当する非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に基づき平成27年11月25日付け27上総調第303-5号にて非公開の決定をした。

具体的には、11月12日付請求にあるお客さま番号の請求書送付先に関する問合せがなされたか否かは、条例第7条第1項第1号の「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するとの判断である。

(4) このように11月12日付請求が条例第9条に該当することは請求書の文面から明らかであるため、該当行政文書を所管していると思われる課室公所へ照会することなく非公開決定したものであり、聴取したことについて記載した文書は作成していない。

#### 第4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

##### 2 審査請求の理由

調査課では判断できない請求を聴取していないから行政文書の不存在は公開理由にはならない。行政文書は存在している。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

## 2 本件対象文書について

- (1) 実施機関の主張によると、11月12日付請求について、条例第 9条に該当すると判断したため、該当行政文書を所管していると思われる課室公所へ照会することなく決定を行ったとのことである。
- (2) 情報公開事務における実施機関の運用は、上記第 3 2(2) のとおりであり、その過程から本件対象文書を作成することは考えにくく、本件対象文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

## 3 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

## 4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 4月 4日	諮問書の受理
4月 15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月 27日	実施機関の弁明意見書を受理
11月 10日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月 28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月 19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
5月 28日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久